

産業廃棄物3R推進施設等整備事業を募集します！

～令和2年度募集～

循環型社会の早期実現を目指し、県内の産業廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を促進するため、産業廃棄物の発生の抑制、減量、リサイクルに係る施設及び設備を県内で整備するために要する費用について、その一部を助成します。

◆補助対象事業

次の(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当する事業が補助対象です。

- (1) 県内で排出される特定の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、鉋さい、ばいじんに限る）の発生抑制、減量化、リサイクルに係る施設又は設備の整備事業で以下のア～クまでのいずれにも該当するもの。
- (2) がれき類の破碎施設の整備事業で以下のア～クまでのいずれにも該当するもの
- (3) 木くずの破碎施設の整備事業で以下のア～クまでのいずれにも該当するもの

- ア 県内に施設等を設置するものであり、原則として他で使用された施設等でないこと
- イ 移動破碎等の処理のみに使用するものでないこと
- ウ 発生抑制、減量化又はリサイクルの効果が高いと認められること
- エ 設置する地域にとって必要性が高いと認められること
- オ 施設等の稼働に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること
- カ 施設等で取り扱う産業廃棄物の重量の2分の1以上が県内で排出されるものであり、その処理量が確保されることが確実であること
- キ 事業の実施に際し、廃棄物処理法上の施設設置許可が必要となる場合又は処分業の事業の用に供する施設を設置する場合は、交付申請時においてその許可等を受け、又は島根県指導要綱による事前協議が終了していること
- ク 補助事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること

◆補助対象者

県内に事業所等を有し、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからハの各規定に該当しない者

◆補助対象事業費等

補助率 1/3以内

補助限度額 20,000千円

但し、複合的な施設（複数の機能を有する施設）については30,000千円

対象経費 機械装置費及び設置工事費のうち知事が必要と認める額

機械装置費：機械装置の製造・購入に要する費用

設置工事費：機械装置の運搬、据付け、試運転に要する費用

※以下に該当する経費は対象外です。

（施設を収納する建屋・門・囲障工事等付帯工事、
他への転用が可能と認められる機械等、
リース等による導入、消費税及び地方消費税

◆補助事業期間

原則として、補助事業は補助金交付決定以降に事業を開始し、令和3年3月31日までに完了すること。

